

平成 2 2 年度における情報公開条例の実施状況について

1 公文書の公開請求件数 5 6 件

2 公文書の公開請求の内訳

実施機関	公開請求 件数	対 象 公文書数	処理の内容				取下げ	不服申 立ての 状 況
			公 開	非 公 開	部 分 公 開	不 存 在 等		
市長	2 5	2 9	1 0	1	6	1 2	0	なし
教育 委員会	7	7	4	0	2	1	0	なし
選挙管理 委員会	2 2	3 9	1 9	0	2	1 8	0	なし
水道事業	1	1	1	0	0	0	0	なし
国民宿舎 事業	1	1	0	1	0	0	0	なし

実施機関（公文書の公開を実施する機関）は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいいます。

3 その他の実施機関は、請求がありませんでした。